

安城市障害者福祉計画 策定概要

1 策定する計画

「障害者基本法」第11条第3項に規定するに基づく「障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、並びに障害者総合支援法及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を併せた計画

2 計画期間

第5次安城市障害者計画（令和3年度～令和8年度）

第6期安城市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

第2期安城市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

※3つまとめて、「安城市障害者福祉計画」と言う。

3 策定体制

＜ 助言者 ＞

人数：1名（障害福祉に精通した学識経験者）
役割：計画策定にあたり、必要な情報提供、助言を行う

＜ 障害者福祉計画策定委員会 ＞

人数：17名（福祉、医療、保健、教育等の関係者、公募の市民、その他市長が必要と認める者）
役割：計画策定のための検討及び審議を行い、市長に答申する。

※自立支援協議会の委員が策定委員会委員を兼ねる



障害者福祉計画策定幹事会

（障害者福祉に関係する部及び課の長で構成）
役割：作業部会が作成した実務的資料等を検討し、一体的総合的な計画策定を行う。

自立支援協議会

人数：17名
役割：計画の策定、推進に係る意見などを述べ、計画の策定に協力する。

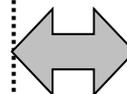


障害者福祉計画策定作業部会

（幹事会委員の課に所属する職員で構成）
役割：計画策定に必要な事項を調査研究し、幹事会に提供するための実務的資料等を作成する。

関係団体等懇話会

人数：14名（障害者団体、特別支援学校や施設を運営する法人などの代表者で構成）
役割：当事者としての要望や、現状に対する意見などを述べ、計画の策定に協力する。



4 策定スケジュール

令和元年度：アンケート調査、障害福祉に関する基礎調査

令和2年度：計画の体系、素案の作成、パブリックコメントの実施、計画書の策定

策定委員会開催スケジュール

令和元年度	1	9月 9/19P1:30	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定概要について ・ アンケート調査の概要及びアンケート(案)について
令和2年度	2	5月	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果について報告 ・ 関係団体懇話会の意見について
	3	7月	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の体系(案)について ・ 計画の素案について
	4	9月	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について
	5	11月	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について ・ パブリックコメントの実施について
	6	2月	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案の答申

※開催時期、回数、内容等は変更になる場合があります。

アンケート調査の概要

計画の策定にあたり、市内にお住まいの障害のある方や難病患者、一般市民を対象に、生活状況や意見・要望等をお聞きし、現行施策の評価、障害福祉に係るニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施します。

◆調査方法等

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児	一般
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支等のサービスを利用している児童	18歳以上の市民
配布数	1,000	400	500	200	500	1,200
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収					
調査基準日	令和元年9月24日(予定)					
調査期間	令和元年10月25日～11月15日(予定)					

障害が重複している場合は、原則として、精神＞知的＞身体の順位とします。